

第2回旧城南中学校跡地利活用に係る龍ヶ崎市プロポーザル選定委員会

次 第

日 時:令和6年10月23日(水)

10時00分から17時15分まで(予定)

場 所:龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

1 開 会

2 議 事 ※議事は変更となる場合があります。

- (1) 審査基準・審査方法の説明
- (2) 企画提案書の内容確認
- (3) プレゼンテーション・ヒアリング
- (4) 跡地活用事業者の審査・選定

3 その他

4 閉 会

	1.A者	2.B社	3.大和ハウス工業 株式会社茨城支店
（1）応募できる方は、法人又は個人とします。なお、複数の事業者等が共同して応募する場合（以下「共同事業体」という。）は、その中から代表者を選定し、代表者が窓口になることとします。ただし、単独で応募された法人は、他の共同企業体の構成員になることはできません。また、同一の法人が複数の共同企業体の構成員になることはできません。	適	適	適
（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。	該当しない	該当しない	該当しない
（3）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。	申立てなし	申立てなし	申立てなし
（4）政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく龍ヶ崎市の入札制限を受けていない者であること。	該当しない	該当しない	該当しない
（5）龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成 6 年告示第 7 号）第 37 条に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。	該当しない	該当しない	該当しない
（6）国税、都道府県税、又は市町村税を滞納していない者であること。	未納なし	未納なし	未納なし
（7）龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年龍ヶ崎市条例第 23 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する者、又は次に掲げる者でないこと。 ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者 イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者 ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者 オ 暴力団又は暴力団員に、経済上の利益や便宜を供与している者 カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者	該当しない	該当しない	該当しない
（8）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供する者でないこと。	該当しない	該当しない	該当しない
（9）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物を処理するための用に供する者でないこと。	該当しない	該当しない	該当しない

旧城南中学校跡地活用事業（第2回）

審査評価結果票

評価項目	評価内容		配点	A 者	B 者	大和ハウス工業株式会社茨城支店
全体評価	事業者の意欲	明確かつ適切な応募動機があるか、また活用意欲の高い提案であるか。	5点	3.4	4.0	4.6
	利活用の概要	企画提案のコンセプトが明確で、事業者のノウハウが十分に発揮された、的確性の高い提案であるか。	10点	6.4	6.8	8.4
小計			15点	9.8	10.8	13.0
提案内容に関する評価	定住・交流人口	定住・交流人口増加に結び付く提案であるか。または流出抑制対策として効果的な提案であるか。	10点	6.0	6.0	7.2
	子育て・健康	子ども・子育て支援、若者の活躍支援、健康長寿社会づくりに向けた視点を踏まえた提案であるか。	10点	5.6	5.2	5.6
	にぎわいの創出	地域住民との交流や地域コミュニティ活動等との連携により、「まち・人」が躍動する提案であるか。	10点	5.2	7.2	8.4
	周辺環境との調和	近隣の街並みとの親和性や事業展開による影響（プライバシー・騒音）に配慮した提案であるか。	10点	5.2	6.8	6.4
	経済波及効果	地域産業の振興や市民の雇用創出等による地域への経済波及効果が期待できるか。また、地場産業の活用意向はあるか。	10点	5.2	7.2	8.4
	活用レイアウト	土地及び建物を効率的・効果的に活用する提案であるか。	10点	7.2	6.0	6.4
	行政への協力	災害時の避難所機能など、地域に向けた行政サービスの必要が生じた際に協力できる事項があるか。	5点	3.6	3.8	3.6
小計			65点	38.0	42.2	46.0
業務実施に関する評価	事業スケジュール	事業計画は具体的かつ、実現可能なものか。	5点	2.8	3.6	3.6
	収支計画・資金計画	収支計画は積算根拠等が明確か。また、必要な資金計画・調達の方法は、確実性がある適正な内容であるか。	10点	5.2	7.2	8.0
	業務実施体制	適切な業務体制が構築され、信頼性・安全性が確保されているか。また、事業に係る経験・知識が十分であるか。	5点	2.8	3.4	3.8
小計			20点	10.8	14.2	15.4
A. 提案評価合計			100点	58.6	67.2	74.4
価格評価	価格点は、売却と貸付それぞれの最低価格を基準額とし、希望価格により段階的に価格点を評価する。		30点			
B. 価格評価合計			30点	1.0	2.0	4.0
評価点合計（A+B）			130点	59.6	69.2	78.4

【採点基準】非常に優れている5点、優れている4点、普通3点、劣っている2点、非常に劣っている1点、評価なし0点
※1：配点が10点の項目については採点基準を2倍にて算出とする。※2：価格点については、評価内容に記載の計算方法により算出する。